

第 67 回大阪市廃棄物減量等推進審議会
議事録

令和 5 年 1 月 27 日（金）
大阪市環境局 第 2 会議室

開会 午後2時00分

○小玉家庭ごみ減量課長代理 定刻となりましたので、ただ今から第67回大阪市廃棄物減量等推進審議会を開催させていただきます。

本日、司会進行をさせていただきます環境局事業部家庭ごみ減量課、課長代理の小玉と申します。よろしくお願いいたします。

まず、取材等につきましてでございますが、本日は取材等を行う報道機関はございませんので、ご報告させていただきます。

次に、委員の出席状況についてでございます。本日の審議会については、本会場に4名、WEBに8名の合わせて12名の委員にご出席をいただいております。なお、WEB参加いただいている委員につきましては、映像と音声により委員本人を確認するとともに、委員間で映像と音声は即時に伝わることを事務局で確認しております。本委員会につきましては、委員数14名のうち、半数以上のご出席をいただいておりますので、審議会規則第5条第2項に照らしまして、有効に成立していることをご報告させていただきます。

続きまして、本日の審議会は一昨年11月に委員改選を行って以来、初めての開催となりますので、ご出席の委員の皆様をご紹介します。恐れ入りますが、時間の関係もございしますので私のほうからご紹介させていただきます。

まず、本会場にご出席の方を紹介します。

(審議会委員会場出席者紹介)

○小玉家庭ごみ減量課長代理 次に、WEB参加の委員をご紹介します。

(審議会委員WEB出席者紹介)

○小玉家庭ごみ減量課長代理 大阪商工会議所産業部、部長の松本委員につきましては、WEBへの参加はまだ見られておりませんので、入りましたらご紹介させていただきます。

なお、特定非営利活動法人ごみゼロネット大阪の理事、柴田委員につきましては、本日欠席となっておりますのでご報告させていただきます。

○小玉家庭ごみ減量課長代理 引き続き、大阪市側の出席者をご紹介します。

(大阪市出席者紹介)

○小玉家庭ごみ減量課長代理 続きまして、WEBで参加しております出席者の紹介ですが、WEBでは顔は写りませんので、名前のみ紹介させていただきます。

(大阪市 WEB 出席者紹介)

また、大阪市につきましては、ごみの焼却処理事業を八尾市、松原市、守口市とともに一部事務組合において実施しておりますことから、本日は大阪広域環境施設組合からも本審議会に出席していただいておりますのでご紹介させていただきます。

(大阪広域環境施設組合出席者紹介)

○小玉家庭ごみ減量課長代理 なお、事務局長の青野につきましてはWEB参加となっております。どうぞよろしくお願いいたします。

ここで、大阪市を代表いたしまして堀井環境局長からご挨拶申し上げます。

○堀井環境局長 大阪市環境局長の堀井でございます。委員の皆様方にはご多用の中、また非常に寒い中、ご出席を賜りましてありがとうございます。廃棄物減量等推進審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。本日の審議会では令和3年度のごみ処理量等についてのご報告と併せまして、現行の一般廃棄物処理基本計画の進捗状況と、これまでの取組の報告をさせていただきます。併せて、プラスチックの一括回収をはじめといたします、さらなるごみ減量施策の推進につきまして、委員の皆様のご意見を頂戴したいと考えているところでございます。令和3年度のごみ処理量につきましては、トータルで約86万トンとなっております。前年度から大きく減少いたしました令和2年度と同水準で推移をしているところでございます。一昨年、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大によります外出の自粛や新しい生活スタイルの実践などとともに、在宅勤務、テレワークといった新たなビジネスモデルの浸透など、私たちの行動や意識が変化する中でごみの処理量にも大きな影響があったところでございます。後ほど詳しく説明はさせていただきますけれども、令和2年度に大きく減少いたしました飲食店や商業施設等から排出されます事業系ごみは、現在は若干増加傾向に転じております。対します家庭系ごみはコロナ禍において一時的に増加いたしました。そのまま減少傾向になっておりまして、コロナ前と比べても減少している状況でございます。

一方、地球温暖化を含みます気候変動問題やプラスチックによる海洋汚染問題などがクローズアップされる中、プラスチックごみの排出削減、リサイクル促進を目的といたしますプラス

チック資源循環促進法が昨年4月1日から施行されております。この法律はプラスチック製品の設計製造段階での環境への配慮やプラスチック製品の販売、提供段階での特定プラスチック使用製品の合理化を促すとともに、排出段階での排出抑制と再資源化、また市区町村によるプラスチック使用製品、廃棄物の分別収集、再商品化を促進することになっております。本市といたしましても、今後さらなるごみ減量施策の一層の充実を図りますとともに、プラスチック資源の効果的・効率的な回収、リサイクルに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

本日、委員の皆様方にはそれぞれの視点から本市のさらなるごみ減量施策の推進について、貴重なご意見を賜りますようによろしくお願いを申し上げます。簡単ではございますが、開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いをいたします。

○小玉家庭ごみ減量課長代理 堀井環境局長におきましては、急な別の公務が入っておりますので、誠に申し訳ありませんがここで退席させていただきます。

○堀井環境局長 どうぞよろしくお願いをいたします。

○小玉家庭ごみ減量課長代理 WEB参加していただきます松本委員につきましても、先ほど出席していただきましたので、ご報告させていただきます。

それでは、議事に移らせていただきます。先ほども申しあげましたように、本日の審議会は委員改選後、初めての審議会となりますので会長、副会長の選出をいただきたいと思っております。会長、副会長の選出方法につきましては、審議会規則第2条におきまして、「審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める」とされております。

まず会長のご選出ですが、委員の皆様、ご推薦していただけますでしょうか。

○飯田委員 前回会長の水谷委員に引き続きお願いしてはどうでしょうか。

○武智委員 異議なし。

○小玉家庭ごみ減量課長代理 飯田委員、ありがとうございます。皆様の異議がなければ、前回会長の水谷委員に引き続きお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声あり)

○小玉家庭ごみ減量課長代理 ありがとうございます。

それでは、引き続き水谷委員に会長をお願いしたいと存じます。水谷会長、向かい側の会長席へお移りいただけますでしょうか。

そうしましたら水谷会長、一言お願いしてもよろしいでしょうか。

○水谷会長 ただいまご指名いただきました水谷です。個人的な話になりますが、所属が以前と変わりがして、大学の統合によって大阪公立大学になりました。ごみを取り巻く状況はいろ

いろと変わっておりますけれども、引き続き審議をしていくお手伝いをできればと思いますので、よろしく願いいたします。委員の皆様にもぜひこの審議へのご協力をお願いしたいと思います。

○小玉家庭ごみ減量課長代理 ありがとうございます。

続きまして、副会長の選任ですが会長、いかがいたしましょうか。

○水谷会長 では、引き続き嶋津委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○小玉家庭ごみ減量課長代理 嶋津委員、よろしいでしょうか。

○嶋津副会長 はい。承知いたしました。よろしく願いします。

○小玉家庭ごみ減量課長代理 ありがとうございます。

それでは、以降の議事につきましては水谷会長にお願いしたいと思います。本日の会議は、事前に皆様にご送付させていただいております資料によりご説明させていただきたいと思っておりますので、ご準備のほどよろしく願いします。

では、水谷会長、よろしく願いします。

○水谷会長 承知いたしました。

それでは、ただいまの議事次第と資料に沿って議事を進めていきたいと思えます。まず、事務局から報告事項につきまして、令和3年度のごみ処理量について、今後のごみ減量施策について、その他と書いてありますが、まず令和3年度のごみ処理量について事務局よりご報告をお願いいたします。

○小松家庭ごみ減量課長 改めまして、環境局事業部家庭ごみ減量課長をしております小松でございます。着座にてご説明をさせていただきます。第67回大阪市廃棄物減量等推進審議会資料に沿いまして、ご説明させていただきます。

まず、表紙の次のページでございます。目次をご覧いただきたいと存じます。本日ご説明させていただきます報告事項、議題の報告を記載させていただいております。まず報告事項といたしまして、全部で5項目ございます。まず「現行処理基本計画について」確認させていただきまして、次に「令和3年度ごみ量」と「ごみ減量の進捗状況」、合わせまして「ごみの組成の変化」と「これまでの取り組み状況」でございます。議題といたしましては「更なるごみ減量施策の推進について」となっておりますので、よろしく願いいたします。

それではまず、報告事項からご説明をさせていただきます。1項目目の「現行処理基本計画について」でございます。資料の1ページ目をご覧いただきたいと存じます。本市では年間ごみ処理量、これはごみの焼却量となりますが、これを令和7年度に84万トンとすることを目

標としているところでございます。右の棒グラフにありますように、平成30年度と比較いたしまして、ごみの排出量を7万トン削減、資源化量を2万トン増量することで、ごみ処理量の9万トン削減を目指しております。後ほど詳しくご紹介いたしますが、令和3年度のごみ処理量は86万トンとなっております。なお、本計画につきましては、平成30年度のごみ排出量を基準に人口減少の影響と今後実施を予定しておりますごみの発生抑制、再使用を推進する減量施策の効果を加味しながら令和7年度のごみ排出量を予測しておりますが、人口につきましては現時点では減少していない状況でございます。

次に2ページ目でございます。ごみ減量の分野別目標の一つとして、プラスチック削減目標を設定いたしております。具体的には、令和7年度までに容器包装などのワンウェイプラスチックを平成17年度と比較いたしまして25%排出抑制することや容器包装プラスチックの60%をリサイクルすること、ペットボトルを100%リサイクルすることなどを掲げております。主な施策としまして、大阪エコバッグ運動や新たなペットボトル回収に取り組んでいるところでございます。

3ページ目はもう1つの分野別目標といたしまして、食品ロス削減目標を設定いたしております。左側が家庭系、右側が事業系のグラフとなっておりますが、両方ともに令和7年度までに平成12年度との比較で半減することを目標といたしまして、フードドライブや食べ残しゼロ推進店舗登録制度を実施することなどで食品ロスの削減を進めております。

次の4ページ目、基本方針と具体的施策についてでございます。基本方針の1つ目が2Rを優先した取組の推進でございまして、具体的な施策といたしまして、分かりやすい情報提供と環境教育、普及啓発や食品ロス削減の取組、市民、事業所、行政が連携してごみ減量の取組を進めることなどを挙げております。2つ目には、分別、リサイクルの推進といたしまして家庭系ごみではコミュニティ回収の拡大や新たなペットボトル回収の推進、事業系ごみでは大規模な建物への排出指導と表彰の実施や焼却工場での事業系ごみ収集車の展開検査の実施などによる適正処理の推進を主な取組といたしております。基本方針の3つ目としましては、環境に配慮した取組と効率的な事業の推進といたしまして、温室効果ガス削減の取組や家庭系ごみ収集輸送事業の民間委託拡大、経済的手法を用いた減量施策についての検討や国際協力の推進などを掲げているところでございます。

続きまして5ページ目でございます。報告事項の2項目目になります。「令和3年度ごみ量の報告」となっております。まず、大阪市のごみ処理量、いわゆる焼却工場で燃やすごみの焼却量の推移を示しております。本市のごみ焼却量のピークはグラフの左端にあります、平成

3年度の217万トンでございましたが、ごみ減量3Rの取組などを進めますとともに、市民・事業者の皆様のご協力をいただきますことで、平成29年度には90万トンにまで減少いたしました。しかしながら平成30年度、31年度は93万トンと若干増加に転じました。家庭系ごみがほぼ横ばいであるのに対しまして、事業系のごみが増加しております。これはインバウンドの増加に伴うものなどと推測しております。そして令和2年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響かと思われませんが、特に事業系ごみの収集量が大幅に減少したため、ごみ処理量も大きく減少しているところです。先ほど申し上げましたとおり、令和3年度は令和2年度から横ばいの86万トンでございましたが、令和4年度の現時点の見込みといたしましては87万トンとなっております。若干の増加傾向がございます。

続きまして、6ページ目をご覧いただきたいと思えます。昨年度、令和3年度のごみ処理実績につきましてはフローチャートとなっております。令和3年度の全ごみの収集量は左端の枠の中の数字でございます91.7万トンでございます。その内訳がその右隣にあります。家庭系ごみが40.5万トン、事業系ごみが50.7万トン、環境系ごみが0.5万トンとなっております。白い枠の中にそれぞれの区分を示しておりますので、またご参照いただきたいと存じます。これら総収集量91.7万トンのうち、直接焼却工場に搬入されるものが表の中ほどに四角囲みで記載しております直接焼却ごみ量84.2万トンとなっております。また、資源化を行うものといまして、表の上段の四角囲みにあります分別収集した6.7万トンのうちの点線の枠囲みで記載しております資源回収量5.9万トンと表の下段の点線の枠囲みで記載しております金属回収量0.2万トンを合わせたものが右の丸囲みにあります資源化量合計6.1万トンとなっております。真ん中辺りの下向きの矢印でございますが、資源収集から選別した後の残渣等で焼却処分が必要なものが8,000トン、その下の上向きの矢印、破碎処理後に焼却処分が必要なものが6,000トンということで、最終的に焼却されるものが85万6,000トンとなっております。また、右端の埋立処分量、焼却灰でございますが、焼却後に発生いたします焼却灰は12万8,000トンでございます。北港処分地と大阪湾フェニックスの処分地で埋立処分を行っているところでございます。なお、この後もごみ収集量という言葉とごみ処理量という言葉が出てまいります。ごみ収集量につきましては、実際に収集した量で、図の一番左にあります91.7万トン。ごみ処理量といえますのは、焼却処理した量のこと、図の真ん中、少し右側に赤い四角囲みの85.6万トンということでご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続いて7ページ目でございます。令和3年度のごみ量の内訳の昨年度との比較、そして、コ

コロナ禍前でありました平成30年度との比較の表となっております。表の一番左側にごみの区分を記載しております、その横が、①令和3年度の実績数値をトンで表しております。その右横が、②令和2年度の実績、その隣の列が①から②を差し引きました令和3年度と令和2年度の比較ということになっております。

ここで申し訳ありませんが、資料の訂正がありますので、ご確認をお願いしたいと存じます。今申し上げました①から②を引いたところですね。①-②の箇所ですが、この下の表の2つではこの箇所が①-③となっております。申し訳ございません。ここも同じく①-②が正しいので、訂正をお願いいたします。同じく一番右端のほう、これは令和3年度とコロナ禍前の平成30年度との比較ということで、①-③となっておりますが、この表の下2つの表では①-②となっております、これも正しくは①-③でございますので、こちらも訂正をお願いいたします。上の表のグレーで色づけしているところをご覧いただきたいのですが、家庭系ごみの収集量につきましては、令和3年度で40万4,687トンに対しまして、令和2年度が41万887トン、平成30年度は41万2,024トンと、コロナ禍前と比較いたしましても、令和2年度と比較いたしましても減少しているところでございます。一方、事業系ごみの収集量につきましては、令和3年度が50万7,623トンで、コロナ禍前の平成30年度の57万2,954トンと比較いたしますと、約6.5万トン減少しております。令和2年度の49万9,045トンと比較いたしますと、約8,800トン増加している状況でございます。環境系ごみにつきましては、道路清掃で出ましたごみや不法投棄等で集められたごみの量を記載しております。これらを合計いたしますと、令和3年度のごみ収集量は91万7,173トンとなっております。ここから資源化する量を差し引きまして、実際に焼却工場で処理した量が表の中段に記載しております、ごみ処理量、焼却処理量ということになります。家庭系、事業系、環境系を合わせまして、令和3年度の実績は85万6,493トンとなっております。この実績をその右に記載しております令和2年度実績のごみ処理量85万4,755トンと比べますと、約2,000トンの増となっておりますが、右端の平成30年度のコロナ禍前と比較いたしますと、約7.7万トン減少という状況でございます。

続きまして8ページ目でございます。報告事項の3項目といたしまして、「ごみ減量の進捗状況」でございますが、先ほどご説明いたしました現行の処理基本計画を改定した時点の減量目標と進捗状況を表で示しております。まず家庭系では食品ロス削減の取組で約0.9万トンの減量を目標としましたが、進捗状況では約0.4万トン増加となっております、目標まで約1.3万トンの減量が必要となっております。一方、プラスチック削減につきましては、約

0.6万トンの減量目標に対しまして約0.49万トン減少しております。進捗率は81.7%となっております。次に事業系についてでございますが、減量目標を大規模事業所と中小事業所、それぞれで設定しております、下の※1にもありますように、中小事業所の組成調査を現在実施しておりますので、比較データがないため、大規模事業所のデータのみ記載しております。食品ロス削減の取組といたしまして、約0.8万トンの減量目標に対しまして、約2.2万トンの減量となっております。また適正排出の取組のうち、産業廃棄物につきましては約0.2万トンの減量目標に対して約0.9万トンの削減となっておりますが、紙類につきましては約0.5万トンの減量目標に対して約0.6万トン増加しております。目標まで1.1万トンの減量が必要となっております。食品ロスにつきましては、家庭系で増加し事業系で減少しているという結果になっておりますが、農林水産省が実施いたしました令和2年度食育に関する調査結果におきましては、新型コロナウイルス感染症拡大前と比べまして、自宅で食事を食べる回数や自宅で料理を作る回数が増えたと回答した割合が高くなっておりますことから、こういったことが影響しているものと考えられます。

続きまして9ページ目をご覧ください。こちらのページは報告事項の4項目目「ごみの組成の変化」でございます。毎年実施しております家庭系ごみの組成分析結果でございまして、実際に出されました家庭系ごみの中身を分析いたしまして、どういうものが含まれているのかといったことを調査した結果となっております。ごみ減量の進捗状況を図る一つの指標といたしまして、普通ごみの中にどのようなごみが排出されたかを確認するための組成分析結果を表したものが、この円グラフとなっております。2つの円グラフのうち左側がコロナ禍前でありまして平成30年度の状況で、右側が令和3年度、直近の状況を表した円グラフとなっております。左右の円グラフのそれぞれ左上に四角で囲んでおりますのが、分別して排出していただくようお願いしております資源化可能な古紙や資源ごみ、容器包装プラスチックなどが分別されずに普通ごみに混ざっている状況を表したものになります。左の円グラフの平成30年度におきましては、普通ごみの中に資源化可能物が25.8%含まれておりまして、平成30年度の普通ごみの総量から推定いたしますと約8.6万トンの資源化可能物が混ざっていたと推計しております。内訳につきましては記載のとおりとなっておりますので、またご参照をお願いいたしますと存じます。

続きまして、右側の円グラフをご覧くださいと思います。令和3年度につきましては、普通ごみの中に資源化可能物が24.4%含まれているとの結果が出ておりまして、令和3年度の普通ごみの総量から推定いたしますと約7.8万トンと、平成30年度から減少はしてお

りますが、依然として普通ごみの中の約4分の1を資源化可能物が占めている状況となっております。次に円グラフの下のほうにあります点線で囲んでいるところでございますが、こちらは食品ロス、いわゆる食べ残しや手つかずの食料品など本来食べられるのに捨てられる食品の量を表したもので、平成30年度が3.7万トン、令和3年度が4.1万トンと増加している状況でございます。引き続きフードドライブの活動の展開や賞味期限についての正しい理解の促進など、さらなる取組の継続が必要だと考えております。

続いて10ページ目をご覧くださいと存じます。先ほどは普通ごみの組成についてご説明いたしました。こちらは事業系ごみの組成の変化についてご説明させていただきます。先ほども申し上げましたとおり、現在、中小事業所の組成調査を実施中でありまして、今回は大規模事業所の組成の変化について記載しております。大規模事業所の前回の調査は平成29年度に実施しておりますので、平成29年度と令和3年度の比較となっております。ご覧いただきますように食品ロスにつきましては、平成29年度の推計約4.5万トンに対しまして、令和3年度は約2.3万トンに減少いたしております。また、産業廃棄物につきましても平成29年度の推計2.6万トンから1.7万トンに減少しております。一方で資源化可能な紙類は平成29年度の推計約1.9万トンから2.5万トンに増加いたしております。これらのデータの比較、分析に当たりましては、令和3年度がコロナ禍であったことを考慮する必要がございますが、実態といたしまして資源化可能な紙類が増えておりますことからリサイクルルートへの誘導をより一層進めていく必要があると考えております。

11ページ目からは報告事項の5項目目として「これまでの取り組み状況」を報告させていただきます。まずは家庭系ごみの新たなペットボトル回収の取組状況でございます。家庭から排出されますペットボトルを、地域コミュニティと参画事業者が連携協働いたしまして回収いたします新たなペットボトル回収につきましては、分別の徹底によりまして質の高いペットボトルを回収することで、国内におけますボトルtoボトルの資源循環を促進いたしまして、プラスチックの資源循環を推進するために区役所と連携いたしまして、全地域での実施を目指して取り組んでいるところでございます。実施地域は令和4年12月末現在、104地域、約32%、令和3年度末では79地域、約24%となっております。地域と連携いたしまして回収いたします参画事業者は令和4年12月末現在、7社が参画しておりまして、令和3年度の回収実績は65万1,895キログラム、全市資源回収の約8.8%となっております。次に、急な買い物ときも含めましてレジ袋を使用することのないようエコバッグを常に携帯いたします。大阪エコバッグ運動の推進につきましては、事業者・市民団体とレジ袋削減に向けた協

定の締結を進めておりまして、締結事業者数は令和4年12月末現在で16事業者となっております。また、令和3年度の締結事業者おけますレジ袋の辞退率は79.3%となっております。

続きまして12ページ目でございます。フードドライブについてですが、食品ロス削減の取組の一つといたしまして、ご家庭で余りました食品を回収いたしまして、福祉団体や生活支援を必要といたします個人等に無償で譲渡いたします、フードドライブに取り組んでいるところでございます。フードドライブにつきましては、令和5年1月10日現在、53施設で受付を実施しております。また、区役所と連携いたしまして24区全てでフードドライブの受付実施を目指すことといたしておりまして、現在では18区役所で実施しているところでございます。フードドライブの連携事業者は令和5年1月10日現在で2団体。令和3年度の回収実績は4,659キログラムとなっております。

次に、粗大ごみのリユースへの誘導の取組についてでございます。令和4年10月31日にリユース活動の促進をはじめといたします循環型社会形成に向けた取組といたしまして、株式会社ジモティー並びに買取一括査定サイト「おいくら」を運営いたします株式会社マーケットエンタープライズと事業連携協定を締結し、本市の環境局のホームページに各社が運営いたしますサービスのリンク先URLを掲載したり、粗大ごみ収集受付システムのお知らせにリンク先URLを掲載するなどリユースへの誘導を行っているところでございます。また、環境局のSNS等での情報発信や年末年始のごみ収集案内ビラへの掲載、ごみ減量啓発イベントでのポスター掲示などにも取り組んでおるところでございます。令和4年11月から12月の実績といたしまして、市ホームページからのPV数で、ジモティーが0.8万件、おいくらが1.1万件ということであり、うち一括査定依頼件数は約700件となっております。

次に13ページ目でございます。事業系ごみの取組といたしまして、まずは大規模事業所への立入検査ですが、廃棄物管理責任者の選任及び減量計画書の提出を義務付けておりまして、それに基づきまして事業系廃棄物の減量、資源化が効果的に実践されているかを本市職員が特定建築物に対し立入検査を行いまして、必要な指導や助言を実施しております。市内4,257件にも及ぶ大規模事業所に対しまして、原則2年に一度の立入検査を実施しており、令和4年度の実施件数は2,637件となっております。立入検査における主な確認、指導のポイントは一般廃棄物、産業廃棄物の処理委託契約状況や分別保管状況やペーパーレス化に向けた取組状況、また、再資源化対象物の分別、リサイクル状況や再生紙、再生品の使用状況、廃棄物管理責任者の普及啓発等の活動状況となっております。

次に、食品ロス対策の推進でございますが、食べ残しゼロの取組等を行います飲食店等を食べ残しゼロ推進店として登録いたします、大阪市食べ残しゼロ推進店舗登録制度を実施しております、登録店舗数は令和3年度末時点では124店舗でしたが、令和4年10月末時点では145店舗となっております。食べ残しゼロ推進店拡大に向けまして、ユーチューブに事業説明、登録手続きについての紹介動画を掲載したり、株式会社京阪神エルマガジン社発行の月刊誌、「ミーツ・リージョナル」の誌面で食品ロス削減にかかります本市施策のPRを行っております。また、食べきれなかった料理を持ち帰るドギーバッグの普及促進につきましては、令和3年度実施のアンケート調査で、食品ロスという言葉の認知度は98%を超えましたが、ドギーバッグの認知度は約20%であったことから、引き続き取組を進めてまいりたいと考えております。長くなりましたが、報告事項については以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○水谷会長 ありがとうございます。

それでは、ただ今ご説明いただいたところに関しまして、ご質問等はございませんでしょうか。会場の方は挙手していただいて、WEB参加の方は挙手ボタンを押していただいて、指名されましたら発言をお願いします。せっかくの機会ですので、ぜひ積極的にお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

では、飯田委員、お願いいたします。

○飯田委員 質問というか少し聞きたいことが。ドギーバッグとかいろいろ食品ロスということについての知名度を知らされていますけど、このフードドライブという言葉についてもどれぐらいの方が分かっているのか。一番最近、特にマスコミなどでもよく言われていて、広報にも載ったりはしてるんですけども、なかなか載っている頻度が少ないので、どれぐらいの方がフードドライブを分かっているのかなと。あと、どういうふうな形でこういう区役所等で回収していますよというお知らせをしているのかなと思って、その辺を知りたいです。

○水谷会長 事務局、お願いいたします。

○小松家庭ごみ減量課長 家庭ごみ減量課長、小松です。まず、フードドライブの知名度ということですが、知名度について調査をしたことがないので、今数字はないですけども、区役所と連携しながらやっているところもございまして、フードドライブを実施する際には区の広報紙だったりあるいは大阪市のホームページだったり、そういったことで市民の方に周知をさせていただきまして、参加を促しているという状況でございます。特に区役所だけではなくてスーパーマーケット等の事業者とも連携協定を結びまして実施をさせていただいておりますの

で、区役所あるいは最寄りのスーパーマーケットなんかを利用して、市民の方にフードドライブの積極的な取組をお願いしている状況でございます。

○水谷会長 よろしいですか。

○飯田委員 はい。

○水谷会長 ほかにご質問等いかがでしょうか。WEBの方もぜひ遠慮なさらずにお願いいたします。

○水谷会長 出にくいですかね。では私から一つ。フードドライブに関連して、家庭で余った食品を回収してということですが、小規模の事業者さんは全く対象外なのでしょうか。

○小松家庭ごみ減量課長 家庭ごみ減量課長、小松です。今現在、区役所や事業者と協定して取り組んでおりますのは、家庭系、家庭から出される要らなくなった食料品につきまして、基本、賞味期限が1か月以上残っているものに対しまして、生鮮食品等は対象外といたしまして、レトルト食品といったものを対象として取組を行っております。事業者向けということであれば、今特にスーパーさんなどは独自でフードバンクという形でされているところも多いかと存じますけれども、今現在、大阪市のほうで事業者と提携してやっている、あるいは事業系のフードドライブをしているという状況はない状況でございます。

○水谷会長 はい。よく分かりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

では林委員、マイクのミュートを解除して発言をお願いします。

○林委員 私から質問させていただきます。2点あるのですけれども、まず1点目として環境問題というものは基本的に市民参加といいますか、住民がどれだけ動けるかというところで大きな結果を生むと言われております。環境教育という話をご報告の中からも出てきたかと思うんですけれども、我々いろいろな知識を有している大人に対しての教育というものは当然そうですが、子供たちですよね。幼稚園あるいは小学校、中学校に対して大阪市としてこういう環境問題あるいはごみ問題について、何か教育という面で行きまれていることがあるのかというのが1点目の質問とさせていただきます。2点目ですけれども、先ほどフードロスの話が出てきたときにドギーバッグという言葉が出てきたと思いますが、ご報告いただいた資料では、知名度みたいなのがでてきて「食品ロスという言葉の認知度が98%を超えたが、ドギーバッグの認知度は20%だった。」ということが書かれています。これはドギーバッグという言葉の認知度が20%だったということなのか、あるいはそういう形で持ち帰ることができるというシステムとしての認知度の話なのかというところが少し気になりました。ドギーバ

グと聞いて、ドギーバッグはこういうものですよという説明することができないにしても、例えば食品が余ったものを持ち帰られるんだということを知っている人は、持っているかもしれないわけですから。そもそもドギーバッグという言葉が一般的に使われていますけど、その言葉を普及させるという話ではないと思いますので、そこら辺ももし分かればお聞かせいただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○水谷会長 では事務局お願いいたします。

○小松家庭ごみ減量課長 では、1点目の環境教育についてご説明させていただきます。環境局におきましては、区役所なり地域の学校園であるとか、図書館と連携をいたしまして環境のNGOであったりNPO、市民ボランティア等の環境活動を行います各主体間のネットワークを構築いたしまして、市民に身近な地域に根差しました環境学習講座の事業を現在展開しているところでございます。小中学校の環境教育ということですがけれども、環境局のほうで、副読本の「おおさか環境科」といった教材の作成をしております、これらの教材を全ての大阪市立の小中学校に導入いたしまして授業で活用を図っていただいております。その中で、生物多様性であったり資源循環、地球温暖化といったようなことについて実践的、根幹的な環境教育の推進をさせていただいているところでございます。

○指物谷一般廃棄物指導課長 一般廃棄物指導課長の指物谷と申します。ただいまのご質問のドギーバッグというのは、まず言葉をご存知ですかということアンケートで聞いております。その後にドギーバッグは店舗等で食べ残しがあった場合のお持ち帰り等ができるものですが、という質問に続いていっておりますが、今、アンケートの質問を確認していますのでしばらくお待ちください。

○林委員 分かりました。私が聞きたかったのは、結局ドギーバッグという言葉が重要なわけではないということですので、そこら辺をちゃんと市民の方に認知していただいているのかということですね。もし分かれば調べていただけたらと思います。ありがとうございます。

○水谷会長 大阪市からの説明ということで、川戸さんお願いいたします。

○川戸企画課長 企画課長の川戸です。先ほど小松課長から説明がありました「おおさか環境科」につきまして補足ですが、こちら市内の小中学校の小学校3年生～4年生、5年生～6年生、中学生に環境教育ということで副読本をお配りしております。その中でごみの関係につきましては、ごみの収集だとか焼却だとか、埋立処分の工程だとか、そういったところの説明、あとはごみ減量についての重要性だとかいうところも入れております。そういった中でごみの減量の必要性、環境負荷の軽減だとか処分場の確保が大変だとかいうところで、ごみの減

量が大事ですよというところで、項目を設けております。また、最近話題になっております食品ロスでありますとか、あとはプラスチックごみでありますとか、そういったところも例に挙げてごみの減量の大切さを記載しております。以上でございます。

○水谷会長 林委員、今のような回答でよかったですでしょうか。

○林委員 ありがとうございます。

○水谷会長 では、もう一つ私から。11枚目のスライドでエコバッグ運動のご説明のところで、「令和3年度締結事業者での辞退比率が79.3%だった。」というような数字がありましたが、これは具体的には何をどうした人がこの80%ぐらいだったということか、分かればご説明いただけますか。

○小松家庭ごみ減量課長 家庭ごみ減量課長の小松でございます。実際お買い物されるときにレジ袋を使わないで、例えば自ら持ってきたエコバッグ、マイバッグを使ってレジ袋を使わないといったことでレジ袋を辞退された方、その方の割合が80%ぐらいだったということでございます。

○水谷委員 人数ベースで80%の方が断られて、枚数等で具体的にどうだったかということではないということですか。

○小松家庭ごみ減量課長 詳細については確認をさせていただきます。

○水谷会長 具体的に、たくさんの事業者さんがおられるので、そういうものの総体として80%の辞退というのがどのように調べられたのかというのを少し気になったものですから、質問いたしました。分かるようでしたらお願いいたします。

ほかにいかがでしょうか。

嶋津委員、マイクのミュートを解除して発言をお願いします。

○嶋津副会長 はい。近畿大学の嶋津です。食品ロス対策の推進のところで、大阪市の食べ残しゼロ推進店舗の登録制度の説明がございましたけれども、この登録の基準というものはどんな感じで認められているのか教えていただけますでしょうか。

○指物谷一般廃棄物指導課長 一般廃棄物指導課長の指物谷でございます。食品ロスの関係で食べ残し推進ゼロ店舗ですけれども、まず小盛りメニューを出すとか、よく王将なんかでいうとハーフサイズとかいう形でやっていると思いますが、そういうメニューを出すという形の登録をしたいということで自らエントリーされたところに対して、我々が現場に見に行かせていただきまして、そういうメニューとかお持ち帰りとかそういう対応されている店舗に対しては登録証を発行する形にさせていただいております。

○嶋津副会長 分かりました。

○指物谷一般廃棄物指導課長 それから先ほどの委員の質問にありましたけれども、食品ロスのほうでアンケート調査をしております。その中ではアンケートでは飲食店舗なんかで、食品ロスに対してご自身がどのようなアクションと言いますか、取組をされているかということをお聞きしております。その中で一番多いのは食べきれると思う量を注文するとか、小盛りメニューや小分けメニューのあるメニューを活用するとかですね、そういうような形でアンケートをやっておりまして、最後のほうに「ドギーバッグという名前をご存知ですか」というところでは、名前を知っている方が2割ぐらいしかいなかったということをございまして、基本的には「食べ残しの対策を市民の方はどうされていますか」というアンケートの中でドギーバッグという名称もご存知ですかと。要は、ドギーバッグは食べ残しを持って帰る、普通で言えばタッパーになると思うのですが、そういうことをお聞きしているということをございます。以上をございます。

○嶋津副会長 今後もどんどんお店は増やしていこうというような感じでしょうか。

○指物谷一般廃棄物指導課長 当然そう考えておりまして、推進と言いますか、いろいろ働きかけはしておるんですけども、このコロナ禍のご時世の中でなかなか思うように進んでいないというのが現状をございます。

○嶋津副会長 私は大阪市民ですが、あまりこれを知らなかったのもう少しアピールしていただき、コロナのこともありますが、後々はお店を増やしていただければ良いのではと思いました。ありがとうございました。

○指物谷一般廃棄物指導課長 最近でしたら鶴見区にあります鶴見緑地の近所の大きなイオンがあるのですが、そこに入ってる飲食店舗、全店舗入っていただいたということで、そういう大口で入っていただいたのがあるんですが、点と点との啓発行為になっておりまして、なかなか進んでおりませんので引き続き頑張ってまいりたいと思います。

○嶋津副会長 登録されているお店は入り口から分かるような感じですか。

○指物谷一般廃棄物指導課長 そうですね。A4サイズぐらいの紙で登録店舗というのが貼っているのですが、なかなか店の雰囲気に合わないとか、ほかの大きなポスターとかもあるのですが、大阪のお母ちゃんが「食べ残しあかんで」とか言っているようなポスターもあるのですが、お店の雰囲気に合わないというところで貼っていただけないところもございます。

○嶋津副会長 分かりました。ありがとうございました。

○水谷会長 はい。では永田委員お願いいたします。

○永田委員 今回のドギーバッグの件ですが、私の住んでいる地域、このコロナ禍で私も外食をするということがほとんどなかったもので、現在どうなのかは分かりませんが、コロナ前までは。これは店が準備されるということですか。それとも、そこでお食事する方がタッパーなどを持っていくということですか。そういう内容を知らないものですから。申し訳ないですが質問させていただきます。

○指物谷一般廃棄物指導課長 基本的には、どちらがということではないと思いますが、お店で用意しているところもあろうかと思いますが。要はドギーバッグという名前だけなので、いわゆる100均などで売っているタッパーのイメージをしていただいて良いと思いますし、お弁当屋さんとかの昼ご飯の弁当とかを入れているプラスチックの入れ物などをお店で提供していただいている店もありますし、自らタッパーを持って行って余ったらこれに入れますというようなところもありますけれども、やはり食中毒の関係があって、生ものを持ち帰っても良いという店はほとんど少ない状況でございます。やっぱり傷まないものでしたら良いのでしょうか。もしものことがあった場合、やはりお店がかなり影響を受けることになってきますので、小盛りメニューとかそういう形で参加をしていただける店舗もありますが、ドギーバッグのお持ち帰りということになると、やっぱりちょっとハードルが高いのかなということになっております。

○永田委員 分かりました。ありがとうございました。

○指物谷一般廃棄物指導課長 京都市さんなんかはかなり頑張っているのですけれども、完全に自己責任ということを出してやっつけていらっしゃいます。

○永田委員 ということは、コロナ前のお店、飲食店でそういう形の貼りだしとかを見たことがないですが。

○指物谷一般廃棄物指導課長 あまりドギーバッグでお持ち帰りができますと書いてあるところは私も見たことがないですね。

○永田委員 ですよ。

○指物谷一般廃棄物指導課長 はい。ただ食べ物ゼロ推進店ということを書いてあるのはたまに見ます。

○永田委員 それだったら、そういうような皆さんが分かるような形で、積極的にさっきの話もあるので。そういう形でしていますよという店舗にそういうことをしていただくことはできないですか。ポスターなり何なり。

○指物谷一般廃棄物指導課長 登録をしていただいているところには、そういうことをやって

くださいという願いはしております。しておりますが、やっぱりお店の雰囲気合わないとかですね。

○永田委員 さっきおっしゃっていた。

○指物谷一般廃棄物指導課長 そういうところもあります。あとはホームページで紹介させていただいて、外国人の方に英語、中国語、韓国で小さな名刺サイズのものもそういうところにお渡ししたりしています。

○永田委員 そうですか。

○指物谷一般廃棄物指導課長 はい。なかなかコロナ禍でもあり、現在はちょっと進んでいないというところではあります。

○永田委員 そういのは大きいですね。

○指物谷一般廃棄物指導課長 それどころではという状況になっております。ただ、戻っていけば推進はできるのかなと思っているのですけど。

○永田委員 ありがとうございます。

○水谷会長 それでは、質問もないようですので、また必要であれば改めて後でご質問等いただくとしまして、一旦、次の「さらなるごみ減量施策の推進について」に関するご説明を事務局よりお願いいたします。

○小松家庭ごみ減量課長 すみません。議題に入る前に先ほどご質問ありましたレジ袋の辞退率について確認が取れましたので、ご説明させていただきます。辞退率につきましては、レジの会計で会計ごとに集計を取っているということで、人単位で集計を取っているということでございます。

○水谷会長 はい。分かりました。ありがとうございました。

それでは次の説明をお願いいたします。

○小松家庭ごみ減量課長 そうしましたら、私から議題についてご説明させていただきます。

先ほどの資料の14ページ目をご覧くださいと思います。14ページ目から「更なるごみ減量施策の推進について」ということとなります。今回の審議会におきまして、何かご決定していただくということではないですけれども、今後、本市が進めよういたしますごみ減量施策につきましてのご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

まず14ページ目のプラスチック一括回収につきましてですが、冒頭に局長からの挨拶でも触れさせていただきましたけれども、気候変動問題等の解決に貢献いたしますプラスチックごみの排出削減とリサイクル促進を目的といたしまして、令和4年4月にプラスチックにかかる

資源循環の促進等に関する法律が施行されたところでございます。これまでは容器包装にかかる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づきまして、プラスチック製の容器包装につきましては分別収集、リサイクルを進めてきておりますが、プラスチック製容器包装以外のプラスチック使用製品廃棄物は燃えるごみといたしまして、大阪市におきましては普通ごみということで収集をし、焼却処分をしてきたところでございます。今後につきましては、プラスチック製容器包装のみならず、それ以外のプラスチック使用製品廃棄物につきましてもリサイクルを可能とする仕組みができたということでございます。本市といたしましては、プラスチック製容器包装とプラスチック使用製品廃棄物の一括回収を目指しているところでございます。プラスチック製容器包装の対象物が市民にとって分かりづらいといった声もありますので、プラスチック製の廃棄物を一括で回収することによりまして、対象物が容易に判別することができ、分別協力率の上昇が期待できるものと考えているところでございます。

次の15ページ目でございますが、こちらの図、上がプラスチック一括回収のイメージ図、下が現状の収集のイメージ図となっております。下の図の現状のほうですが、容器包装プラスチックにつきましては、最終的に再商品化事業者によりますリサイクルを行っているところですが、一方で製品プラスチックにつきましては、先ほども申し上げましたが、普通ごみとして焼却処分しているところでございます。これらプラスチック一括回収を実施いたしますと、容器包装プラスチックと製品プラスチック、これを別々に回収するのではなくていっしょに回収いたしますことで容器包装プラスチックの分別協力率の向上も期待できると考えておりまして、将来的には約1.1万トンの減量効果があるのではないかと見込んでいるところでございます。

続きまして16ページ目でございます。製品プラの分別基準についてですが、これは法律に基づきまして市町村が定めるということになっております。四角囲みの中は分別の基準におきまして分別収集物に含めてはいけないものをあげさせていただいております。食品残渣や生ごみなどの汚れが付着しておりますプラスチック使用製品廃棄物や、他の法令に基づく計画により分別して収集することが定められておりますペットボトルであったり、使用済みの小型電子機器等が廃棄物となったもの、さらには再商品化を著しく阻害するおそれがあるものとして、火災を生ずるおそれのあるリチウムイオン蓄電池を使用する機器やライター、スプレーなど、また病原体が含まれるもの、もしくは付着しているもの、その他安全カミソリ等の危険物、厚みのあるものなどとなっております。

続いて17ページ目でございます。近年リチウムイオン電池そのものであったり、リチウムイオン電池が内蔵されました小型家電等の混入を起因といたしますごみ収集車やリサイクル工

場での火災が頻発している状況でございます。先ほどのページにもありましたが、分別の基準におきまして、分別収集物に含めてはいけないものとしてリチウムイオン蓄電池を使用する機器というものが含まれております。こちらにつきましては、見た目がプラスチックでできているというイメージだけでは、例えば夏場のまちでよく見かけましたハンディ扇風機ですね、こういったものなどはリチウムイオン電池を使用した危険物が混入してしまうおそれがあるということになります。市民の方が分別する際に、判断基準を明確化していくということが必要であると考えておりまして、後ほどこの点につきまして委員の皆様方のご意見をお伺いできたらと考えておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして18ページ目でございます。普通ごみの残置強化につきましてですが、報告事項でもありましたように、依然といたしまして普通ごみの中に缶、瓶、ペットボトルなどの資源ごみ、容器包装プラスチック、古紙、衣類等が相当量含まれておりまして、組成割合で約25%と高い割合でございますことから、さらなる分別排出の徹底が必要と考えております。分別排出の促進に向けましては、引き続き啓発指導を行ってまいりますけれども、特に製品プラスチックの一括回収開始時に合わせまして、製品プラの分別基準を明確にした上で市民の皆さんにさらに分別を徹底していただけるように取り組んでまいりたいと考えております。下段には現行の残置基準のほうを記載しておりますので、またご参照をお願いいたします。

続いて19ページ目でございます。生ごみ削減に向けましたコンポストの活用についてでございます。コンポストにつきましては、生ごみなどの有機物を微生物の力で発酵、分解させ堆肥化したものとなっております。本市では平成12年10月から1年間、生ごみ処理機のモニター事業を実施したところでございます。また、本審議会におきまして議論経過といたしまして平成20年11月7日に他都市の事例を参考に生ごみ処理機、コンポスト容器の購入助成制度の創設を検討するという諮問をさせていただきまして、平成21年1月22日におきまして生ごみ処理機やコンポスト容器等につきましては、「電気の消費によります環境への負荷、臭気などの問題があり、ごみの減量効果もあまり期待できず大阪市域の特性により生成物、いわゆる堆肥の利用も難しいことから購入助成制度の創設につきましては避けるべきであり、それより生ごみの中には手つかずの食品も多く含まれており、こうした現状を市民に分かりやすく周知するとともに食べられるものは捨てないなどの発生抑制の観点からの指導啓発を徹底して行うべきである。」といった内容の答申を本審議会からいただいたところでございます。これまで各種啓発、フードドライブ活動の推進などによりまして食品ロス削減の取組を進めてまいりましたが、平成12年のモニター事業の実施から20年以上経過しているという状況

がございまして、それ以降、電気式のコンポスト以外にも様々な様式のコンポストが開発されていることがございますことから、改めて研究が必要であると考えておりまして、小型コンポストによりますモニター調査をまた改めて実施をしてまいりたいと考えているところでございます。

続いて20ページ目でございます。大規模建築物へのごみ減量指導につきましてですが、事業系ごみの減量につきましては、事業者の理解と協力が不可欠でありますことから、引き続き排出事業者の指導を通じまして、事業系ごみの減量推進及び適正処理に積極的に取り組んでまいります。さらなる減量指導のため、DX、デジタルトランスフォーメーションを活用いたしました業務改善などを推進いたしまして、排出事業者及び当局の事務の効率化や迅速化を高めますとともに、よりきめ細やかな指導ができる環境を整えてまいります。具体的には現在、年間約2,500件の立入物件のうち、適切な分別処理等ができていない排出事業者への重点的な指導を行いまして、立入検査結果下位物件に対します指導強化を図ってまいります。具体的な取組例としまして、排出事業者の事務の効率化、ペーパーレス化や従来郵送していた立入の通知や結果の通知、講習案内、照会回答等につきまして、メールなどデータへ移行いたしまして排出事業者の事務の効率化等、紙類の削減を図ってまいります。また、減量計画書の自動取り込みなどの事務の効率化、迅速化や、排出事業者から毎年提出されます約4,300件の減量計画書のデータにつきましても、直接かつ自動的に取り組むなどシステム改修を行いまして、事務作業等の効率化、迅速化を図ってまいります。さらにタブレット端末導入によります立入検査時のペーパーレス化と現場でのシステム入力による事務の効率化も目指してまいります。

次の21ページからの3ページにつきましては参考資料としてお付けしております。「経済的手法を用いた減量施策」としてご説明させていただきます。まず21ページ目でございますが、ごみ処理処分手数料についてでございます。表はオレンジ色がごみの焼却埋立にかかります原価、水色がごみの収集輸送にかかる原価を表しております。黒い点線が横に2本ありますが、下が現在の大阪市のごみ処分量手数料であります1トン当たり9,000円のライン、上の点線がごみの収集輸送、処理処分に合わせたごみの処理手数料、1トン当たり27,000円のラインとなっております。現在の手数料につきましては赤の点線で囲んでおります平成19年度を算定の基準としておりまして、平成24年度に改定をいたしました。年度によりまして上下がございしますが、ごみ処理原価は直近の5年平均で1トン当たり3万1,786円。焼却埋立原価は1トン当たり1万377円ということで、手数料改定基準年度の平成19年度と比較してどちらも11%低下している状況でございまして、手数料を上げる状況にはないと判

断しております。

次に22ページ目でございます。こちらは粗大ごみの手数料についてでございますが、表は粗大ごみの収集量の推移を表しております。粗大ごみにつきましては平成12年10月に申告制を全市で実施いたしまして、以降大きく減少いたしましたが、平成14年度から増加に転じまして、平成18年10月の有料化実施直前には前倒しで排出されました影響で前年度の1.5倍にまで上昇しております。有料化後の平成19年度から25年度までの8年間につきましてはほぼ横ばいで推移しておりましたが、平成26年度から徐々に増加し始め、令和2年度は有料化前の水準まで上昇しているところでございます。粗大ごみの手数料につきましては有料化実施後15年が経過しておりまして、料金設定の品目が現状に合わないもの、例えばテーブル、ソファなど料金設定時と比べて軽量化が進んだり、様々なサイズのものが出てきている現状がございます。一方、他の政令市の状況を見てみますと、一部料金の改定をした市が1市、手数料見直しを検討している市が2市、検討はしている、あるいは検討したものの見直しにいたっていない市が6市、検討は行っていないが9市となっております。本市の方向性としたしましては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を見定めつつ、今後のごみ量の状況や経済状況を見極めながら物の性状の変化を踏まえて、手数料区分の見直しの検討が必要だと考えております。

最後に23ページ目でございます。家庭ごみの有料化についてでございます。この間の審議会でも継続して触れておりますが、国におきまして家庭系ごみの有料化の推進を図るべきとされております。本審議会におきましては家庭系ごみ収集への経済的手法の導入の是非の前に、市が行ってきた家庭系ごみの減量施策についてのこれまでの効果検証が必要ではないかといったご意見がございました。それから、なぜごみの減量や資源化が大事かということを理解することが大事であり、学校教育を通じて啓発することが必要ではないかといったようなご意見も頂戴してきたところでございます。本市といたしましては今後のごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種施策の効果検証とともに必要に応じて検討していく考えでございます。

以上、「本市の更なるごみ減量施策の推進について」説明をさせていただきました。それぞれの施策につきまして、委員の皆様からのご意見を頂戴したいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○水谷会長 ご説明ありがとうございました。それでは、質問がある方はおられますか。

○永田委員 よろしいですか。

○水谷会長 はい。永田委員お願いします。

○永田委員 ごみの分別について先ほどお話されていたと思いますが、私の地域では高齢者の独り暮らしが年々、各地域で多分、大阪市で全体的にそうかなと思いますが、高齢者で独り暮らしということで、そういう分別をご本人が難しいという声をよく聞くのですね。ヘルパーさんやそういう方が入っていらっしゃる高齢者の方はヘルパーさんがきちっと分別、指定のごみ捨てはきちっとされているのです。元気は元気ですけど、ごみの分別に関しては高齢なので、何をどう分別して良いのか分からないという方もいらっしゃいます。そういう方たちはおそらく大阪市内に多いかなと、年々増えていらっしゃるかなということを感じているのですが、そういうことに関しての何か対策というのがありますか。

○水谷会長 一部分別できていないものがあるいろいろありますなどという話も組成等で前半にもご説明がありましたが、そういうところの原因の一端としてはあるのではないかと？

○永田委員 ええ。大きいと思います。

○水谷会長 それに対してそういう認識はあるのかということと、それに対する何か対策なりを考えておられるのかというご質問かと思いますが、事務局は何かありますでしょうか。あるいは現状としてどれぐらいそういうものが寄与しているところを考えておられるのか。

○小松家庭ごみ減量課長 家庭ごみ減量課長の小松です。分別につきましては高齢者だけではないですけども、地域の方から要望がございましたら、私どもの環境事業センターの職員が地域のほうに出向きましてご説明をさせていただくことがあります。分別に関しましては、ごみのマナーABCといったパンフレットをお作りしておりまして、こちら希望される方にはお配りしているのですけれども、ただ、高齢者対策として何かしているかと言いますと、今のところ高齢者向けに何かしているということは特にはございません。

○水谷委員 ありがとうございます。なかなか難しい問題だとは思いますが。

○川島事業部長 事業部長の川島でございます。高齢者向けの施策につきましては、粗大ごみ、普通ごみ、ふれあい収集ということで、ごみ出しが困難な方に対するサポートをさせていただいているところです。永田委員もおっしゃっていたように、分別が分からない、ふれあい収集の対象になっていてサポートをしている世帯、高齢者については、その都度収集に行っている作業員等が今後指導もできる可能性はあります。今しているかということ、そこは言い切ることではできませんが、これから対応できる可能性もあります。あと、ふれあい収集で対応してなくて先ほど委員もおっしゃっていたように、元気で自分で出している場合であれば、我々は高齢者かどうかということも分かりませんので、現場でごみを残していく可能性もございます。そうなってくると、高齢者の方々は大阪市だけではなく、その他の地域でもなかなか

かごみが出しづらくなったということで、ごみ屋敷に進展していくといった話も聞きますので、委員もおっしゃっていた、どのようにサポートしていくかということは引き続き検討させていただきたいと思えます。以上でございます。

○永田委員 よろしくお願ひします。ありがとうございます。

○水谷会長 ありがとうございます。そういう高齢者へのサポートという意味合いもあろうと思えますが、一方で分別基準が複雑すぎるとか容器包装に限っているという問題もあり、そういうことへの対策も含めてプラスチックの一括回収というようなことに変えていきたいというご報告もありました。その中で事務局からは特に16枚目、17枚目辺りで市民が分別する際の判断基準をできるだけ分かりやすく、先ほど言われたような高齢者の方でも比較的分別しやすいような基準をつくっていききたいということは一つのテーマだというふうに認識しておられて、それらに対するご意見等もいただきたいというご説明だったかと思えます。それでは少しプラスチック一括回収に関する分別の基準等に関して、いただければと思えます。清水委員、お願ひいたします。

○清水委員 ありがとうございます。プラスチックの一括回収の基準の話について、市民側への基準の周知とか啓発も必要だと思えますけど、製品の製造者への情報開示とか情報提供の依頼とか、分別がしやすくなるような工夫とか表示とかそういったことというのは、自治体の手法として要請するとかはできないのかなと思えました。その製品はどういうものからできているとか、どこまで分別、分解できるのかとか、やはり製造者の協力がなくなかなか難しいところもあるのではないかなと思えますし、これを大阪市だけでやるということではないと思えますので、全国的にやはり取り組む必要があるのではないかなと思えました。それから、先ほどの質問、議案にも関わると思えますけれども、残置強化ということでしっかり分別されていないものや、間違っただに出されているものは残していくということですが、飴と鞭ではないですけれども、そういう鞭的なことをするのであれば、もう一方でフォローというか、そうならないようにしていただくということも重要かなと思えます。残されると出した人が本当に家に持ち帰るといふ保証も全くないですし、いい加減な人だとそのままにしておいて、結局は地域の役の方とか近隣の方が処分せざるを得ないということになるのか、さっきのごみ屋敷化するとかということ、また別の問題になってくるかなと思うので、どうしたら分別を徹底して出してもらえるのかということは、もちろん啓発も必要だと思えますけれども、何か方法が必要かなと思えます。ほかの自治体だと名前を記名させるとかですね。誰が出したのかということをはっきりさせるということも結構あると聞きますし、それもどこまでできるかという

問題はありますけども、残置強化だけではなくて何かそれとセットで考えた方が良いのかなと思いました。以上です。

○水谷会長 ありがとうございます。ご意見的な意味合いも強かったようです。では、福光委員からも聞かせていただけますでしょうか。

○福光委員 福光です。プラスチックの一括回収についてです。視点が変わりますが、プラスチック新法が最近できたと、先ほどおっしゃっていたのですけれども、その下では再商品化計画の認可というものがあつたと思います。その場合は大阪市さんと再商品化事業者さんがいっしょになるのか、お願いするのは知らないですけれども。確か認可のようなものがあつたと思いますが、収集運搬ぐらいから再商品化の事業者さんにしていただくのを、今回のプラスチック一括回収というものをイメージされていらっしゃるのか、それとも従来型、大阪市さんが回収して中継施設のところで保管や分別をされたものを再商品化事業者さんにお渡しするという流れをされているのか、どちらなのかと思ひまして、お伺ひしたいと思ひます。

○水谷会長 事務局から回答いただけますか。

○小松家庭ごみ減量課長 家庭ごみ減量課長の小松です。プラスチック新法の関係で再商品化事業者の認可について、2つルートがございまして、従来の日本容器包装リサイクル協会ルートを使って再商品化を図るルート。もう1つは独自ルートでございまして、先ほど先生がおっしゃいましたように再商品化事業者の認可を受けた上で、自治体と再商品化事業者が調整した上で認可を受けて独自でのルートを図るというルート、この2つがございまして、大阪市としましては2つルートがありますが、後者の独自のルートにするほうが経済的なメリットが大きく、中間的な業務委託、選別委託を省略することができるということがございまして、そちらの方向で検討させていただいているところでございまして、ただ一方で、それらができる再商品化事業者というのがなかなか近隣にないということがございまして、今現在すぐに取り組めるという状況にはないというところでございまして、以上です。

○水谷会長

では、もう少しほかのご意見等も。できるだけ幅広くお伺ひしたいと思ひますがいかがでしょうか。原委員、お願いいたします。

○原委員 原です。いろいろご説明ありがとうございました。先ほどより啓発や、いろいろなごみ問題に関する認識を高めるという話があり、非常に重要な問題で、住民の方々、市民の方々がライフスタイルを変えていくということとつながってくると思ひます。これはごみの問題であるとともにいろんな問題に関係しあっているということが、一つのポイントとなってくると

思います。1つは、昨今で言うと気候変動もそうですけれども、焼却することによる気候変動問題につながるという話。でもそういった認識はつながっている方とつながっていない方がいると思います。今の政策レベルではごみの問題と気候変動、それだけではなくいろんな生物もいますし、ほかの環境問題の領域と連携させながら考えていくという考え方はあると思いますけれども、住民の方々に対する啓発や認識を高めていく観点でもそういう総合的なアプローチということがこれから必要になるのではないかなと思います。例えばアンケートを採られるときも、マイバッグを使っていますかとか、先ほどより名称を知っているかという話もありましたけれども、そのようなアンケートもそうですが人々の認識を聞く段階、啓発も含めてごみがどういふところとつながっているのか、自分たちのライフスタイルがどうごみ、気候へとつながるのかということを理解していくような啓発の仕方、あるいは教育というところをそろそろ考えていくときかなという気がしています。そういう観点から何か考えておられることや取組があればと思います。おそらく先ほども言いましたが、政策レベルでのつながりは出てきていると思うので、例えば啓発というところで何か協力し合いながら複数の部局でアンケートをつくるとか啓発していくなどの方法もあるのかなと思っております。今だけではなくて未来につながっていく。自分たちの活動が気候変動であれば未来につながっていく、未来に影響を及ぼしてしまうのだということを理解してもらうことは非常に大事だと思うので、そういう観点も少し考えてみられると良いのかなと思いました。以上です。

○水谷会長 ありがとうございます。何かご説明ありますでしょうか。

○小松家庭ごみ減量課長 家庭ごみ減量課長の小松です。複数の部局で取り組んではどうかというご意見をいただきまして、今現在マイボトルキャンペーンということで、プラスチックのペットボトルじゃなくてマイボトルを持参しましょうという運動があるのですが、そういったことを環境局だけではなくて、水道局とも連携しながらさせていただいております。水道局のほうで、水色スイッチという水道水を自動的にまちの中で供給していただけるスポットを、市内に6か所ほど水道局が設置しているのですけれども、そういったことを環境局と水道局と連携して、プラスチック削減に向けて取組をさせていただいているというようなところでございます。以上です。

○水谷会長 三原さん、お願いいたします。

○三原環境施策課長 オンラインの環境施策課長の三原でございます。委員がおっしゃったとおり、まず政策レベルではつながっております、温暖化計画の中にもごみの減量などもうたっていますし、逆に廃棄物の計画におきましても、温室効果ガスの削減に向けた取組というこ

とも当然うたっているところでございます。先生のご意見にありましたアンケートについて我々としては、やはりごみの減量から温暖化、生物多様性ということに、つながっていることを理解しているのですが、アンケート調査においてもそういった市民に伝わる形で、アンケート調査を毎年しているところでございますが、そういった部分をさらに意識しながら関係局とも連携して取り組んでいきたいと思っています。以上でございます。

○原委員 ありがとうございます。よろしいでしょうか。

○水谷会長 はい。お願いします。

○原委員 そういうつながりを考えていくことが逆に有効なのではないかと思います。ごみの問題はもちろん環境に影響を及ぼす話ですが、自分たちの家庭の話であつたり、ごみをどれぐらい出したというライフスタイルそのままなので。家庭の話ですけれども、多分それぐらいいろんな地球環境につながっているということを普段はあまり認識しないですよ。ただその認識が高まると、また行動も変わる可能性があるということを少し意識していろいろ取り組んでいくと、啓発ということもまた違った効果が出てくるのかなと思いました。そういったいろんなリサーチイベントなど考えられているところもあると思いますが、そういう方向性が少しあるかなと思いましたので、コメントさせていただきました。ありがとうございます。

○水谷会長 ありがとうございます。それ以外にご意見等いかがでしょうか。特に事業者の方、流通関係の方ですとか。

石村委員、ではマイクのミュートを解除して発言してください。お願いいたします。

○石村委員 近畿大学の石村と申します。私からもですね、一括回収についてお伺いしたい点がございまして、聞き逃してたら申し訳ないですけれども、この一括回収を始める回収時期はもう決まっているのでしょうか。

○小松家庭ごみ減量課長 家庭ごみ減量課長の小松でございます。時期についてはまだ決まっておられません。

○石村委員 そうですか。かしこまりました。ありがとうございます。

あと、製品プラスチックと容器包装プラスチックをいっしょに集めることで、容器包装プラスチックの回収量が増加するのではないかという期待があるということだと思いますが、まさにその点について私は今研究しています。プラスチック新法とは関係なく、もう何年も前から容器包装プラスチックと製品プラスチックを一括回収している自治体はいくつかございまして、そういった自治体を対象に研究をしているのですけれども、今のところの分析結果では、やはり容器包装プラスチックと製品プラスチックをいっしょに集めることで、容器包装プラ

クが一人当たり1キロから2キロほど年間で収集量が増加するという結果が出ております。また研究がまとまり次第、情報共有させていただきたいと思っております。以上でございます。

○水谷会長 ありがとうございます。ぜひ共有させていただければ我々もうれしく思います。ほかにはいかがでしょうか。

今日聞かれた中で、分別基準、製品プラスチックということで出しやすくなるということはそうだと思いますけど、一方でプラスチックでできているものなら何でも良いというような考え方になると、やはりここで言われているようなリチウムイオン電池が入っている機械であったり、あるいは電池は入ってなくても小型の家電類のようなものが入ってくるという可能性もあって、それは排除したいということですよ。それを排除できるような分かりやすい判断基準がないのだろうかというご意見が欲しいという要望もあったと思っておりますが、その辺りいかがでしょうか。あるいは、流通側の事業者やチェーンストア業界の話ですとか、百貨店業界の方になど何かご質問、コメント等あればいただくとありがたいですが、いかがでしょうか。仲谷委員、お願いします。

○仲谷委員 近畿百貨店協会近鉄百貨店の仲谷と申します。本日はいろいろご説明ありがとうございました。百貨店の事業者といたしましては、取引先様、テナント様、販売店に対してごみ減量とか食品ロスの削減とかを理解いただき、ご依頼をする立場でございますので、こういう大阪市さんとか行政のほうで目標、方針を提示していただくことによって取引先に対してご理解、ご協力をいただけたらと思っております。また消費者のお客様ですけど、明らかに環境ですとか食品ロスに対する意識の高まりがありまして、先ほどレジ袋の辞退率の話もありましたけど、エコバッグの一定の効果が出てきております。百貨店の場合ですと、それぞれのお店の特性などがありますので、それぞれの特性に応じた対策や仕掛けづくりをしていくことによって、お客様へ、消費者への働きかけなどができるかなと考えております。もう一点、事業者から意見ですが、先ほどごみ処理機とかの助成金とかの話を検討するということがございましたけども、それにつきましても製品の改良とか電気の消費が少ないものとかがあると思っております。ぜひ検討のほうをよろしく願いいたします。私からは以上です。

○水谷会長 ありがとうございます。今の2つ目のお話に関しましては、事業者さんでこういう装置なりを導入するときに、支援がいただけたらありがたいというような趣旨の発言だったでしょうか。

○仲谷委員 支援と言いますか、各店舗でいろいろな施策を考えて取り組みたいということでございます。

○水谷会長 ありがとうございます。

嶋津委員、お願いいたします。

○嶋津副会長 近畿大学の嶋津です。プラスチック一括回収のところ、リチウムイオン電池が入っていると危険であるという17ページに関するコメントですけれども、私は大阪市のホームページを前に見たことがあるのですが、これと同じようなことを多分書かれていると思います。ただ基本的には文章で書かれているので、市民の方がなかなかイメージできないかなと思います。何かしら危ないなということを感じるような動画などを使って案内していくと少し印象に残るのではないかと思いますので、その辺工夫していただいたらどうかなということです。以上です。

○水谷会長 ありがとうございます。インパクトがあるような動画というような指摘だと思います。ほかにはいかがでしょうか。時間もかなり迫ってまいりましたけれど、まだご発言いただいている方も何人かおられるかと思いますが、いかがでしょうか。松本委員、お願いいたします。

○松本委員 商工会議所の松本と申します。今日は遅れて参加となりまして申し訳ございません。資源ごみとかプラスチックの問題も商工会議所の会員であります中小企業さんの皆様にSDGsの観点、概念から、商工会議所でもセミナーとか啓発活動をさせていただいているのですが、大企業の皆様はその辺り非常にリテラシーも高く、いろいろ工夫されてますし、コスト面でもそんなに困ることもないのかなと思っております。しかし中小企業の皆様といたしましても、これを自分事として取っていただく、考えていただけるように商工会議所としていろいろ活動させていただいているのですが、例えば、先ほど出ましたプラスチックの一括回収とか、リチウムイオン電池がいっしょに入っているということは製造業の皆様にとりましても、作るときに分解とか捨てることを考えながら作っていただく、すなわち、設計段階から電池が外しやすいような形にさせていただくとか、プラスチック部分と鉄の部分が非常に分離、分解しやすいような設計をしていただくとか、そうすることによってメーカーさんにとっても回収、捨てるときにコストが安く済みますよというような啓発活動を行っておりますので、作るときに捨てることを考えるということは重要かなと思って、引き続き中小企業者の皆様には啓発活動を続けていきたいなと思っております。以上でございます。

○水谷会長 ありがとうございます。先ほど清水委員がご意見を言われたラベリングとかいうようなこととも通じてくると思いますので、ぜひ大阪市さんぐらい力のある自治体さんであれば、メーカーなどに言っていただくこともぜひお願いしたいなと思います。

林委員、お願いいたします。

○林委員 近畿大学の林です。時間の関係もあるので簡潔にですけれども、今回の議題ではなく参考資料を付けられているところについて、私は今日が初めての参加なのでお聞きしたい点が一点ありまして、最後の家庭系ごみの有料化のところに関しまして、令和2年の審議会において議論がされた。それによると効果検証などを行った上で検討していこうということで、先送りになっているような印象を受けました。そこから2年ほどたっているわけですが、家庭系ごみの有料化ということは近年いろいろな、特に人口の少ない市町村で活発に行われているようなイメージがありますが、環境法分野の中で最も基本的な原則である原因者負担であるとか、あるいは受益者負担であるとか、そういう所の究極の強化につながるものではないかと私自身は感じています。今すぐどうこうというわけではないですけれども、大阪市さんのほうでもどのような形でこれから進めていくのかということ、これは先延ばしにして良いような問題ではないような気がしますので、そこはご検討いただけたらと思います。また、我々も何か力になれることがあればというふうに感じています。以上です。

○水谷会長

川戸さま、お願いいたします。

○川戸企画課長 企画課長の川戸です。ご意見ありがとうございます。たしかに有料化は国も推奨していることは承知してございます。ただ、令和2年のときの審議会でもいただいたご意見もありがとうございます。あと大阪市におきましては、資料の7ページの辺り、この間家庭系のごみが非常に減ってきているというところで、市民の方の分別のご協力も非常にいただいているところでございますので、こういったところも状況も見ながらいろいろ検討を考えているところでございまして、今すぐ有料化を進めるということは大阪市としては今のところ考えていないという状況でございます。

○林委員 ということは今は特に必要がないという判断をされているということですかね。今の現状であればということですよ。

○川戸企画課長 引き続きの検討は必要ですが、現時点では有料化に向けた動きをしているわけではありません。

○林委員 分かりました。ありがとうございます。

○水谷会長 ありがとうございます。武智委員、市民の立場から何かコメントいただければと思いますが。

○武智委員 私、市民代表として20年ぐらい前からこの組織に関係させていただいて、特に

ごみの処理をどうするかと、あるいはごみの分類をするかと、あるいはどうにかして、これを再生しないといけないということから、20年ほど前から関わってきました。そして今年にいたりましては非常に隔世の感が見えます。特にコロナ禍で大変な混乱になっていたものが、あべこべに資源として再生して、それを百何ぼという売却料を出していると。非常に行政の中では大きな努力、社会環境に応じた、行政はそういう市政を一生懸命に進めていただいたと。そのことに関しては地域振興の会長として、隔世の感があったなと、やればできるんだなと。感謝を市民も感じております。ちょっと話が逸れますが、大阪の消防署もすごいですよ。目を見張るのは我々が関係しているところの、資源ごみの処理をしておる環境局。それから市民と密着して命を救い、本業以外にも市民のために送り迎えをする、やはり余分な努力も消防署はやっておりますね。この2つの局はすばらしい努力をされて成果を上げている。こう大きく聞いております。一番ありがたいのが、毎月、私は港区出身で、区画整理をして、250万坪を整理して、非常にまちが整然としておりますところを新たにいろいろつくり、公園を先に作りとしてね。環境は非常に良くなったのですが、この間に非常に心配したのは、もう電信柱のあちこちでね、汚物を全部置いて、どんな努力をしてもそれがうまくいかなかったと。それがこの5年ぐらい前から全然置かなくなったのですよ。市民もそれに対して非常に努力をしましたが、廃棄物の処理に対する行政の前向きな姿勢と国の姿勢とが相まって、港区なんかは一か所でも電信柱の足元には汚物や廃棄物やらというものはないなくなったのですよ。やればできるのだなと驚いております。一番ありがたいのは、地域振興会の会長を50年しておりますが、地域振興会は毎月定例会がありまして、全部定例会議をしているのですが、その中でやはり家庭ごみの問題。これはなかなか指導どおりいかないことが多かったのですが、最近の港区に関しては驚いております。電信柱の足元に、あるいはそこら辺の道路に置いているということはなくなったですよ。これはやっぱり姿勢の問題ですよ。そのために毎月、私のところの地域振興会の会員のところ当局の実務者が来まして、経過の報告とご説明をしていただいて、それからまたいろんな形でね、時間でも9時から入っていくと、9時までに出すという形であったもので、30分繰り上げて、去年から8時半から活動をしてきて、汚物なりを持っていくというふうになってくれたのですよ。30分間も早めてくれて、朝早くから大変でしたが、効果がすごいです。廃棄物は朝ご飯を食べて、それからぼちぼち持っていかうかという感じですよ。ところが8時半までに持っていかなければその日の取次はできなくなると。あくる日までほったらかさないとあかんと。非常に緊張感を持ってね、おそらく目覚ましとかをかけて、自分でやってくださいと。あるいは当局にはより迷惑をかけないようにしようと。当局も朝の9時から

たり前の時間帯ですよね、仕事を始めるのは、9時までに取りっただけのこと、これにはね、本当に感謝をしておりますよ。だから廃棄物の処理ということはいわゆる100億以上の金を使って廃棄物処理をしていた。逆に今は廃棄物をいろいろ再生して、100億以上の金が毎年出なくなったと。すごい行政の中では恵みあるものが着々と表れておると。それが油断をしますと、また別の形でだらだらしますので、皆様にもお願いして、ずっとこれを自信を持ってやることができるということを私たちは見ておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。感謝を込めて発表させていただきました。ありがとうございます。

○水谷会長 ありがとうございます。本当に昔と比べれば良くなっている、ごみの量だけでも、ものすごく減ってきているということがありますので、またその流れを活性化して、より良い形にできれば良いと思います。

○武智委員 先生方のご指示も我々には大いに勉強になりますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

○水谷会長 はい。ありがとうございます。すみません。進行が悪く時間がかなり迫ってきてしまっております。昨年度のごみの排出量のご報告から今後のさらなる減量策についていくつかご提案いただいたのですけれども、分別基準のつくり方ですとか、あるいは生ごみのコンポストに関連する施策も進めたいというようなことに対して、十分な議論等はできませんでした。大規模建築物への指導とかですね。今日のこの審議会としては一旦閉めさせていただきますけれども、委員の皆様、言い足りなかったことやご質問等あればこのあとメール等でぜひ事務局へご意見等をお寄せいただければと感じております。進行が悪くて十分にご意見を伺えなかった方もおられたかと思いますが、一旦ここまでとさせていただきます、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○小玉課長代理 本日は、委員の皆様、大変お忙しい中ご参加いただき、ありがとうございます。また、多くのご意見を頂戴し、誠にありがとうございました。そうしましたら本日の審議会はこれで閉会させていただきます。どうもお疲れさまでした。

閉会 午後3時58分